

「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」の 表示誤りと再送付について

日本年金機構が年金受給者の皆様にお送りしました「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」の記載内容に、下記のとおり誤りがあることが判明しました。

お客様にご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

該当するお客様には、早急に正しい源泉徴収票を再作成し、お送りいたします。

記

1. 事象の内容

平成30年1月12日以降に「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」をお送りしましたが、一部のお客様にお送りした源泉徴収票について、記載された「控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の氏名（漢字氏名、フリガナ）に誤りがあることが判明いたしました。

なお、源泉徴収票に記載された事項のうち、「支払金額」、「源泉徴収税額」等、他の項目に誤りはありません。

2. 事象の原因

「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」の作成に当たっては、お客様から提出された「平成 29 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に基づき、委託契約業者が控除対象配偶者の氏名等のデータ入力処理を行いましたが、その際に誤りが発生したものです。

また、当機構といたしましても、委託契約業者の管理及び監督が不十分でした。

3. お客様への対応

正しい源泉徴収票を再作成したうえで、1月末を目途に改めてお送りいたします。

4. フリーダイヤルの開設

本事案についてのお問い合わせは下記ダイヤルにお願いします。

源泉徴収票お問い合わせダイヤル: 0120-051-217

受付時間 平日 8:30~17:00

※1月20日(土)及び21日(日)は 9:30~16:00まで受付しています。

○フリーダイヤルの受付の終了時期については送付終了以降、数日後を目途といたしますが、改めて日本年金機構ホームページでお知らせいたします。

以上